

2019年度 喀痰吸引等研修(第一号研修・第二号研修) 受講者募集要項(千葉県開催)

- 1 目的 特別養護老人ホームや障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。
- 2 対象者 介護保険施設や障害者(児)支援施設等で勤務する介護職員等(介護福祉士を含む)
- 3 研修内容 不特定の対象者に対する喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)及び経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻)に関する研修
講義50時間+演習+筆記試験+実地研修(受講生施設)
(人工呼吸器装着者の喀痰吸引については別途、演習が必要となりますので必ずお申込みください)

4 日程及び会場等

日程	会場	定員	料金(消費税10%込) 10月1日より消費税率が変更となりました。
2019年 第1回 基本研修 10月 2日(水) 第2回 基本研修 10月 3日(木) 第3回 基本研修 10月 24日(木) 第4回 基本研修 10月 25日(金) 第5回 基本研修 10月 29日(水) 第6回 基本研修 10月 30日(木) 第7回 基本研修 10月 31日(金) 第8回 基本研修 11月 1日(土)	★今年度会場 変更しています 介護付き有料 老人ホーム 浦安エデンの園 (浦安市日の出)	第一号 5名 第二号 25名	●受講料 82,500円 ●賠償責任保険料2,000円(非課税) ●テキスト代2,200円 ※振込額86,700円 【その他費用】 ●基本研修補講料 5,500円(別途徴収) ●演習補講料 8,800円(別途徴収) ●筆記試験補講料 5,500円(別途徴収) ●筆記再試験料 5,500円(別途徴収) ●他施設の指導看護師に対する謝金 11,000円/行為毎(別途徴収) ※その他費用については発生時にお振込みをお願いします。
基本研修補講日 2月 12日(木) 基本研修予備日 2月 11日(水) ※悪天候等で休講となった場合 筆記試験日 2月 25日(水) pm 筆記試験補講日 2月 26日(木) am 筆記試験再試験日 2月 26日(木) pm			■実地研修のみの方 《実地研修先のご紹介はしていません》 ➢ 養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目を修了している方 ➢ 第二号研修(実地研修)の一部を修了している方 18,500円(賠償責任保険料含む)

募集は締め切りました。
実地研修のみの方は、
随時受付をしております。

5 申込方法

- ① 受講申込書に必要事項を記載し、下記郵送先まで郵送ください。【様式は<http://www.seirei.or.jp/hq/>からダウンロードできます。】
〒430-0946 浜松市中区元城町218-26聖隷ビル 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 人事企画部外部事業課 宛
- 留意事項**
- ☞ 封筒の表に「**喀痰吸引等研修 受講申込書**」と**赤字**で明記
 - ☞ 別紙の2に該当する指導看護師の**正看護師免許証**のコピーと**修了証**のコピーを添付
※指導看護師変更時は必ずご連絡、変更される正看護師免許証と修了証のコピーをご郵送ください
 - ☞ 別紙の4に該当する**認定証・修了証**のコピーを添付
 - ☞ **実地研修に係る確認書**に必要事項を記載の上、添付
 - ☞ 受講決定(結果)送付用封筒 **1通分(長形3号封筒(84円切手を貼付・受講者の住所氏名を記入))**
※送付用封筒につきましては各受講生毎としてください
- ② **※振込額 86,700円(税込)**を下記口座に振込をお願いします。※実地研修のみの方は**18,500円(税込)**です。
【振込先】 口座番号 遠州信用金庫本店 普通 1138353 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 理事長 山本敏博
- 留意事項**
- ☞ **受講決定通知到着後、指定期日までに受講生名義**にて振込をしてください。
 - ☞ 振込いただいた受講料については**返金いたしません**のでご承知おきください。

6 申込及び振込期間 **2019年3月1日(木)～定員になり次第終了します**

〈別紙の注意事項も必ずお読みください〉

「第一号研修・第二号研修」喀痰吸引等研修 注意事項

ご記入いただいた内容は、本研修事業に関する手続きにのみ使用します。提出された受講申込書については返却いたしませんので、予めご了承ください。

1 申し込みに際しての確認事項

- (1) 同一施設でのお申し込みが、複数名の場合は申込書に**優先順位**をご記入ください。
- (2) **自施設(同一法人・関連法人等)**の、対象利用者数をご確認いただき申込書にご記入ください。

2 研修について

(1) 基本研修

講義及び演習(シミュレーター演習)を行い講義の修得程度確認の筆記試験で合否判定をいたします。

(2) 実地研修

- 1) **自施設(同一法人・関連法人等)**において、実地研修を実施していただきます。
- 2) 実地研修は、**指導看護師講習または、医療的ケア教員講習会を修了した臨床等での実務経験5年以上の正看護師の指導の下**、医療的ケアの必要な利用者に対し、**習得すべき行為毎の実施回数以上**の実地研修を実施した上で、**実地研修評価票の全ての項目**について指導看護師が評価を行います。

留意事項 ☞指導看護師要件は、**指導看護師講習または、医療的ケア教員講習会を修了した臨床等での実務経験5年以上の正看護師**となります。尚、今回の研修に合わせて**11/21**に医療的ケア教員講習会を開講いたします。詳細はHPを確認の上、ご参加ください。

☞指導については、(中央法規出版)介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト指導者用を参考にしてください。

3 研修の修了及び認定証の発行について

今回の研修の全課程修了者に対して「修了証書」を交付します。

留意事項 ☞実際にたんの吸引等の特定行為を行うためには、修了証書受領後、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるため、都道府県に申請を行う必要があります。

☞「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等が、たんの吸引等の医療的ケアを行う事業者は、都道府県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要です。

4 研修の一部履修免除者について

以下に定める者については一部履修免除等の適応となります。

- (1) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知) に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者。
(履修の範囲)基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
- (2) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」の研修(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した者。
(履修の範囲)基本研修及び実地研修(上記研修において修了した行為に限る)
- (3) 養成施設等の教育課程において医療的ケア(実地研修を除く)の科目を履修した者。
(履修の範囲)基本研修
- (4) 喀痰吸引等研修(第二号研修)を修了した者
(履修の範囲)基本研修及び実地研修(上記研修において修了した行為に限る)

5 受講決定までの流れ

